3　海事局、同局海洋・環境政策課及び同局検査測度課の所掌事務の特例を削除することとした。（附則第五条の三、第二五条の三及び第二六条の二関係）

4　大臣官房参事官の設置期間の特例を設けることとした。（附則第五条の四関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和七年七月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（環境省）

1　環境再生・資源循環局に資源循環課を置くこととした。（第四一条及び第四三条関係）

2　環境再生・資源循環局廃棄物規制課を廃止するとともに、その事務を同局資源循環課及び参事官に移管することとした。（第四三条及び第四五条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、一部の規定を除き、令和七年七月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁長官官房に置く課長に準ずる職の数を九人に増員することとした。（第七条第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一九号）（法務省）

1　検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第二二〇号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二一号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）の施行期日は、令和八年四月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（警察庁）

1　自動車等が特定小型原動機付自転車等の右側を通過する場合の当該自動車等の義務に違反する行為に係る点数及び反則金の額を定めることとした。（別表第二及び別表第六関係）

2　自転車等の運転者による反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額を定めることとした。（別表第六関係）

3　その他所要の規定を整備することとした。

4　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二三号）（厚生労働省）

1　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、厚生年金保険法施行令その他の関係政令について規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十一号

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

（スポーツ基本法の一部改正）

第一条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十八条）」を「第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十八条）　第四節　スポーツの公正及び公平の確保等（第二十九条―第二十九条の五）」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

前文のうち第二項中「下に」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を加え、「が確保されなければならない」を「、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない」に改め、第五項中「高めるものである」の下に「。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである」を加え、「また、スポーツの」を「さらに、スポーツの」に改め、第七項中「の重要性」を「は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性」に、「二十一世紀の」を「将来における」に改める。

第二条第一項中「鑑み」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を、「すること」の下に「により、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現すること」を加え、同条第三項中「となる」の下に「こと等により、地域振興に資する」を加え、同条第四項中「図られる」の下に「とともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する」を加え、同条第五項中「障害者」の下に「をはじめとする全ての国民」を、「程度」の下に「その他の事由」を、「しつつ」の下に「、共生社会の実現に資することを旨として、」を加え、同条第六項中「プロスポーツの選手を含む。以下同じ。」を削り、「パラリンピック競技大会」の下に「、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」を加え、同条第八項中「スポーツは」の下に「、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ」を、「旨として」の下に「、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ」を加える。